

長岡京市

性の多様性社会の実現に向けた提言

令和2年9月9日

長岡京市議会議員政策研究会
性の多様性社会研究分科会

はじめに

全ての人が個人として尊重され、法の下に平等であることは、日本国憲法の基本理念の一つです。そして、民主主義は多数派だけによる意思決定を行なうことではなく、少数派を切り捨てずに多様できめ細かな対応をすることができる優れたシステムです。少数派は時として差別や偏見の対象とみなされることが多く、過去において私達は数多くの過ちを繰り返してきました。今後、過ちを繰り返さないためにも、私達は人権について深く考え、理解し、人権尊重に取り組んでいかなければなりません。人権尊重は少数派を守るためだけではなく、多数派を含めた誰もが暮らしやすい社会を創るために必要不可欠なことです。議会は市民の代表であり、市民の信託と想いに応え続けるため、市民社会を守る人権尊重の施策を推し進めていかなければなりません。

そのような中で、性的マイノリティについては、いまだ社会の多数派とは異なるものとして、差別や偏見を受けるなど、苦しんでいる人々がいるのが現状です。伝統的な家族観や宗教上の観点から性的マイノリティに対して否定的な考えが根強く残っていることも事実です。しかし、本来であれば性的指向(セクシュアル・オリエンテーション)や性自認(ジェンダー・アイデンティティ)に関わらず、全ての人々が心理的、経済的、社会的不平等や不利益を強いられることのない社会でなければなりません。社会にはさまざまな「違い」が存在します。その「違い」を認め、相互に尊重することが多様性を実現することにつながります。

長岡京市議会として性の多様性を研究・調査し、本市における多様性社会の実現を目指し、「性の多様性社会研究分科会」を立ち上げました。私達は性におけるさまざまな「違い」を認め尊重し合える多様性のある社会の実現を目指し、次の通り提言します。

提言

1. パートナーシップ制度（仮称）の導入

本来であれば、国が法整備等を進め性的マイノリティに対する差別を無くすための施策に取り組むべきですが、まだまだ議論がなされている状況であり、法整備等まで至っていないのが現状です。そのような中、条例制定や要綱改正等によりパートナーシップ制度を設ける自治体が増加しています。京都府においては、京都市が令和2年5月26日に性的マイノリティのカップルを公的なパートナーとして認証する「パートナーシップ宣誓制度」を9月1日から設けると明らかにしました。条例や要綱での適用範囲であり法的効力はありませんが、自治体の立ち位置を明確化することによって、差別や偏見から当事者を守り、啓発や理解を促進することが期待できます。

よって、以下のことを提言します。

- ・パートナーシップ宣誓制度のように、性的マイノリティの当事者がパートナーシップ関係であることを公に証明できる制度を導入すること
- ・国に法的整備の議論の促進を求めること

2. LGBTリーディングカンパニー制度（仮称）の導入

LGBTの社員に異性愛者と同様の福利厚生を適用する企業や、セクシュアリティ差別の撤廃を方針に掲げる企業等、いわゆる「LGBTフレンドリー」企業が増加しています。しかし、LGBTフレンドリー企業で働きたいと考えていても、どの企業が本当に取り組んでいるのかが見えにくく、わかりにくいということが現状の課題です。

大阪市では平成31年1月から「大阪市LGBTリーディングカンパニー」認証制度を導入されました。大阪市LGBTリーディングカンパニー制度では、性的マイノリティが直面している課題等の解消に向けた取り組みに対し、先進的・先導的に推進する事業者等を、一定の基準にのっとり認証しています。認証を受けた事業者等が社会的に認知されることで、その取り組みが広く普及し、誰もが生きやすい社会の実現に向け、社会全体で取り組んでいくことを目指しています。

本市においても、大企業や地域に密着した中小企業・病院・福祉施設等が多く立地しており、これらの事業者と共に進めていくことは、性的マイノリティにとって理解のある事業者の選択ができるだけでなく、事業者もLGBTフレンドリー事業者であることを表明することにより、性的マイノリティに対する理解を社会により迅速でよ

り広く普及できることが期待できます。

よって、以下のことを提言します。

- ・LGBTリーディングカンパニー制度のように、性的マイノリティが直面している課題等の解消に向けた取り組みについて、先進的に推進する事業者等に対し、認証する制度を導入すること

3. 教育における性の多様性社会実現へ向けた施策の推進

性的マイノリティは、自己肯定感が低いという統計結果があります。性的マイノリティが、自分の性的指向や性自認について周囲との違和を感じ始めるのは学齢期や思春期が多く、その時に受ける教育は非常に大きな意味を持ち、差別や偏見を生まない教育を受ける必要があります。学校現場では、不登校、いじめ、自傷行為、自殺企図を経験する者の中に、性的マイノリティの割合が多いといわれており、LGBTへの知識不足や教育方法の難しさが課題となっています。行政機関だけにとどまらず、社会全体に対して性の多様性についての取り組みや理解を広げていくためにも、教育現場で取り組むことは必要不可欠です。そのためには、教育を進める上でも性の多様性について「自分事」として考える学びを実施し、それぞれが性の在り方が異なるということを見学・生徒に伝え、そのことによって見学・生徒は自分自身も多様な性に関わる一人であるということ深く認識し、さまざまな「違い」を尊重し合えるような教育を実践していくべきです。

本市においては、毎年多数の小中学校で教職員に対し、教育支援センターの教育課題の特別研修会の実施や、令和元年度には、本市の学校が乙訓人権教育研究会夏期研修会でLGBTの取り組みの実践発表を行う等、積極的に取り組んでいます。これからも、教職員並びに見学・生徒、保護者が、LGBTに関する認識や知識不足により差別や偏見が生まれないう、より一層の環境整備を進めていかなければなりません。

よって、以下のことを提言します。

- ・教職員がより一層、性の多様性に関する知識や認識を深めるための職場環境を整えること
- ・見学・生徒が人権教育の一環として性の多様性を踏まえた教育を受けられるようソフト・ハード両面において環境整備を進めること